

執筆者:

E-mail✉ [吉本 祐介](mailto:kyokubo@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [Rendi Prahara Septiawedi¹](mailto:rendi.prahara@nishimura-asahi.com)

E-mail✉ [Mutiara Khairunnisa¹](mailto:mutiara.khairunnisa@nishimura-asahi.com)

環境および林業大臣(以下「環境大臣」という)は、炭素価格設定に関する2021年大統領令第98号(以下「本大統領令」という。本大統領令の概要については、N&Aニューズレター:インドネシア:カーボンプライシングに関する新大統領令の概要(2021年12月28日号)を参照)を実施するための炭素価格設定の実施のための指針に関する2022年規則第21号(以下「本規則」という)を制定し、インドネシアにおける炭素価格設定の実施の技術的側面を示した。

本規則の主な特徴は以下の通りである。

A. 国が決定する貢献(NDC)と炭素価格設定

国が決定する貢献(Nationally Determined Contribution、以下「NDC」という²)は、インドネシアにおける温室効果ガス(以下「GHG」という)排出量を削減するために、インドネシア政府によって設定された国家的なコミットメントである。NDCは、関連官庁が炭素価格設定の実施のために適用可能な排出上限と割当量削減目標を決定するための主要な参考資料である。

本規則は、(a)炭素取引、(b)結果に基づく支払い、(c)炭素賦課金、および(d)科学技術の発展に基づく他のメカニズムという4つの場面における炭素価格設定の実施を定めている。

本ニューズレターでは炭素取引に焦点を当てて説明する。

B. 炭素取引

(1) 排出量取引とカーボンオフセット

本規則では、(i)排出量取引と(ii)カーボンオフセットという2つの炭素取引制度が認められている。

(i) **排出量取引**: 排出量取引制度は、関連省庁によって決定されるGHG排出上限または排出割当の対象となる事業者に適用される。排出量がGHG排出上限を下回った事業者は、未使用の排出枠をGHG排出上限を上回る事業者に売却することができる。

(ii) **カーボンオフセット**: カーボンオフセット制度は、GHG排出上限の対象となっていない事業者に適用される。これらの事業者が気候変動緩和措置を実施する場合、緩和措置が環境大臣による測定、報告、検証(以下「MRV」という)の過程に合格してい

¹ 提携事務所所属

² インドネシアの最新のNDCは(<http://ditjenppi.menlhk.go.id/berita-ppi/4357-enhanced-ndc-komitmen-indonesia-untuk-makin-berkontribusi-dalam-menjaga-suhu-global.html>)で公表されている。

れば、特定のカーボン・ユニットに対する権利が与えられる。カーボン・ユニットは、他の事業者に販売することができ、それによって、過剰な排出と相殺することができる。

インドネシア証券取引所が炭素取引所の管理を担当する機関に指定されると報道されている。

(2) 国内取引と国際取引

炭素取引は、国内的にも(国境を越えて)国際的にも行うことができ、また炭素取引所を通じて、相対取引(取引所外取引)を通じて行うことができる。

本規則は、インドネシアの NDC を達成するため、国内の炭素取引を優先している。しかし、本規則は、(i)NDC が定める関連するサブセクターの目標の達成、および(ii)国際的な炭素取引の提案に対する環境大臣による認可など、一定の条件を満たすことを条件として、国際的な炭素取引(炭素取引所または国際協調協定のいずれかを通じたもの)も認めている。

(3) セクターとサブセクターを跨いだ取引

炭素取引は、主として、以下の表に記載されているように、同一セクターおよびサブセクター内の事業者間で行われるように設計されている。

セクター	サブセクター
1. エネルギー	1. 太陽光発電
2. 廃棄物	2. 輸送
3. 工業プロセスと製品利用	3. 建築
4. 農業	4. 固形廃棄物
5. 林業	5. 廃液
6. 科学技術の発展に従ったその他の分野	6. 廃棄物
	7. 工業
	8. 農業
	9. 牧畜
	10. プランテーション
	11. 林業
	12. ピートおよびマングローブの管理
	13. 科学技術の発展に従ったその他のサブセクター

セクターおよびサブセクターを跨いだ取引は、以下の条件に基づいて認められている。

(i) 国内クロスセクター/サブセクター: 国内のセクター/サブセクターを跨いだ炭素取引については、環境大臣が定める割当制限が適用される。制限の詳細は、環境大臣の指針により決定される。

(ii) 国際クロスセクター/サブセクター: 国際的なセクター/サブセクターを跨いだ炭素取引は、(a)NDC が定めるサブセクターの目標の達成、および(b)環境大臣の認可を条件として実施することができる。

(4) SRN-PPI および SPE-GRK

本規則は、炭素取引を実施するため、インドネシア政府に対し、気候変動管理のための国家登録システム(SRN-PPI)と呼ばれる制度を設けることを義務付けている。SRN-PPI は、国内外の利害関係者の参考として、インドネシアの NDC の状況の更新と炭

素価格設定の実施に関する全国的な統合された公開データと情報を提供している。SRN-PPI は、データおよび情報の供給源としての機能以外にも、インドネシア政府がインドネシアの炭素ユニットの移転を監視・記録するために使用するカーボン登録簿の機能を担っている。このため、本規則は、事業者に対し、(i)SRN-PPI に登録し、(ii)SRN-PPI に炭素価格設定の実施状況を記録し、報告することを要求している。

事業者が GHG 排出量が所定の GHG 排出枠を下回ることまたは環境大臣による MRV 手続きを経た GHG 排出削減措置を実施することにより排出削減実施の登録を行った証拠として、環境大臣は、当該事業者に GHG 排出削減証書(SPE-GRK)を発行する。SPE-GRK は、SRN PPI に数字または登録コードの形式で登録される。1 単位の SPE-GRK は 1 トンの二酸化炭素に相当する。

(5) バッファ割当

インドネシア政府は、NDC 目標の達成に向けて、カーボン・オフセット活動からの以下のカーボン・バッファ割当を設定し、これは年次 NDC 達成報告書に基づき、インドネシア政府により定期的に見直される。

- (i) 国内カーボン・オフセットの場合:当該 GHG 排出削減証書(SPE-GRK)に記録されるカーボン・ユニットの 0 から 5%
- (ii) 国際的なカーボン・オフセット:関連する GHG 排出削減証書(SPE-GRK)に記録されるカーボン・ユニットの 10%から 20%
- (iii) NDC の適用範囲外の国際的なカーボン・オフセット:関連する GHG 排出削減証書(SPE-GRK)に記録されるカーボン・ユニットの最低 20%

割り当てられたバッファの未使用残高は、該当するセクター、サブセクター、サブ・サブセクターの NDC 目標が 2 年連続で達成された場合、SRN-PPI を通じて GHG 排出削減証書(SPE-GRK)の該当保有者に返却することができる。

本規則は、炭素価格設定の実施メカニズムに関する技術的な細部(その一部は上記で論じた)を規定している。しかし、多くの側面は未だ不明瞭かつ広範であり、環境大臣と関連官庁によって明確にされる必要がある。また、GHG 排出上限、SRN-PPI、SPE-GRK、インドネシアの排出権取引インフラなど、炭素価格に関連する 20 以上の規制が未制定である。当事務所は、今後も継続的に進捗状況を注視し、情報を提供していく予定である。

本ニュースレターに関して何かご質問がございましたら、当事務所に電話または電子メールでお問い合わせください。

本ニュースレターは、インドネシアの独立の事務所であり、西村あさひ法律事務所と提携関係にある Walalangi & Partners と共同で作成しています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 